

▶ 宿泊税 特別徴収事務について

1. 宿泊税 申告納入手続の流れ 1
2. 特別徴収事務に関する説明会のお知らせ 3

STEP 1
特別徴収
義務者の
登録

STEP 2
申 告

前月の宿泊税を
毎月末日までに申告

STEP 3
納 入

前月の宿泊税を
毎月末日までに納入

1. 宿泊税 申告納入手続きの流れ

1 特別徴収義務者の登録

令和7年度中に
「宿泊税特別徴収義務者申告書」を
提出してください。

様式第2号

2 宿泊税の徴収

令和8年4月1日宿泊分より
徴収してください。

3 帳簿・書類の記載と保存

<帳簿>

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

保存年限 5年間

<書類>

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

保存年限 2年間

※帳簿の記載義務違反等に関する規定があります（宿泊条例第23条）

4 宿泊税の申告

令和8年4月宿泊分の申告期限は**令和8年6月1日**です。(注)
「宿泊税納入申告書」「宿泊税月計表」を提出してください。

様式第10号

参考例

<主な申告内容> ・課税対象となる宿泊数
・課税免除となる宿泊数
・宿泊税額

※原則、毎月末日までに、宿泊施設ごとに申告してください。

5 宿泊税の納入

令和8年4月宿泊分の納入期限は**令和8年6月1日**です。(注)
「宿泊税納入書」にて金融機関等の窓口で納入してください。

様式第11号

※原則、毎月末日までに、宿泊施設ごとに申告してください。

(注)申告・納入期限は毎月末日ですが、令和8年5月31日は休日のため次の平日が申告・納入期限となります。

特別徴収事務に関する説明会

- ◆ 開催予定日 令和7年11月18日（火）～21日（金）
- ◆ 開催場所 岐阜市役所本庁舎
- ◆ 内容（予定）
 - ・ 特別徴収事務の概要
 - ・ 申告納入の手順
 - ・ 申告納入の特例について
 - ・ 各種手続き様式の記入案内
 - ・ 質疑応答 等



特別徴収の手引きや様式集をお渡しします

説明会のご案内は10月中旬に送付いたします
ぜひご参加ください